

再評価に係る県知事等意見

国土交通省中部地方整備局長
稲田 雅裕 様

静岡県知事 川勝 平太

再評価に係る対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回答）

令和 4 年 11 月 15 日付け国部整企画第 108 号で依頼のあった標記の件について、
下記のとおり回答します。

記

1 道路事業「一般国道 246 号裾野バイパス」

再評価対応方針（原案）に係る意見

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について、異存ありません。

本事業は、駿東郡小山町小山から沼津市大岡に至る区間のバイパスの 4 車線化事業であり、慢性的な交通渋滞の緩和、災害に強い道路機能の確保、本県東部地域の経済活性化などのストック効果が期待されており、本県の発展と安心・安全に寄与する重要な事業です。

今後も、効果の早期発現が図られるよう、引き続き必要な予算の確保とコスト削減の徹底に努め、事業を推進するようお願いします。

なお、各年度の事業実施に当たっては、引き続き本県と十分な調整をお願いします。

2 砂防事業「富士山直轄砂防事業」

再評価対応方針（原案）に係る意見

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について、異存ありません。

本事業は、降雨に起因する土砂災害とともに、火山噴火に起因する土砂災害も対象に加え、事業範囲を富士山周辺に拡大して砂防堰堤等を整備するものであり、住民の生命・財産を守り、安全で安心な生活基盤の確保を図る重要な事業です。

今後も、効果の早期発現が図られるよう、引き続き必要な予算の確保とコスト削減の徹底に努め、事業を推進するようお願いします。

なお、各年度の事業実施に当たっては、引き続き本県と十分な調整をお願いします。

4建企第356号
令和4年12月1日

国土交通省中部地方整備局長 殿

愛知県知事
(公印省略)

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）
の作成に係る意見聴取について（回答）

令和4年11月15日付け国部整企画第108号の意見聴取について、別紙のとおり回答します。

担 当 建設局土木部建設企画課
企画第二グループ（海老原）
電 話 052-954-6611

(別紙)

事業名	意見
庄内川水系直轄 砂防事業	1 「対応方針(原案)」案に対して異議はありません。 2 なお、事業実施にあたっては、一層のコスト削減など、より 効率的な事業推進に努められるようお願いしたい。

技第451号
令和4年11月29日

中部地方整備局長 様

岐阜県知事 古田 肇
(公 印 省 略)

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針（原案）の作成に係る意見聴取について（回答）

令和4年11月15日付け国部整企画第108号で依頼のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 【道路事業】一般国道21号関ヶ原バイパス

- ・対応方針（原案）案のとおり、本事業の継続について異存ありません。
- ・一般国道21号関ヶ原バイパスの整備により、豪雪時の山中峠を回避することが可能となり、災害に強い道路機能の確保が期待されることから、引き続き早期完成に向けた事業の推進をお願いします。
- ・事業費については、最新技術の活用も含めて、徹底したコスト縮減をお願いします。

2. 【砂防事業】庄内川水系直轄砂防事業

- ・対応方針（原案）案のとおり事業の継続について異存はなく、着実な推進を強く要望します。
- ・事業の推進にあたりましては、引続きコストの縮減、環境への配慮に努めていただきますようお願いします。



4道建第 113 号

令和 4 年 (2022 年) 11 月 30 日

国土交通省

中部地方整備局長 様

長野県知事



中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針 (原案) の作成に係る意見聴取について (提出)

令和 4 年 11 月 15 日付け国部整企画第 108 号で依頼のありましたこのことについて、
別紙のとおり回答を提出します。

建設部 道路建設課

(課長) 青木 謙通 (担当) 松澤 昭典

電 話 026-235-7304 (直通)

F A X 026-235-7391

E-mail michiken-keicho@pref.nagano.lg.jp

(再評価)

【道路事業】

事業名	「対応方針（原案）」 案※	長野県知事の意見
一般国道153号 伊駒アルプスロード	継続	一般国道153号は、本県および国土の骨格となる重要な道路であり、「伊駒アルプスロード」の整備により、渋滞緩和による企業の生産性向上、中央自動車道の代替路の確保、リニア中央新幹線長野駅開業を見据えた南北アクセスの強化による観光振興が図られ、本県の活性化にもつながるものと期待しております。 については、事業を継続し、積極的な予算確保と早期完成に向けた事業の推進を強く要請いたします。 また、事業の実施にあたっては、一層のコスト縮減に努められるようお願いします。

※貴職の意見を踏まえ中部地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針（原案）を作成するためのものです。

砂 第 1 0 0 6 号
令和4年11月28日

国土交通省
中部地方整備局長 殿

山 梨 県 知 事
(公 印 省 略)

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見聴取について (回答)

令和4年11月15日付け国部整企画第108号により依頼のあった
標記の件については、別添のとおり回答します。

※送付・問合わせ先

山梨県県土整備部砂防課 望月、大村

電話 055-223-1712

FAX 055-223-1714

(再評価)

【砂防事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	山梨県知事の意見
富士山直轄砂防事業	継続	<p>富士山北麓地域での富士山直轄砂防事業は、地域住民の生命・財産を守るほか、東富士五湖道路、国道138号、国道139号、鉄道など重要交通網の保全や、毎年多く訪れる観光客の安全・安心を確保するため、必要かつ重要な事業です。</p> <p>このため、地元市町村で構成される期成同盟会からもその対策を強く要望されています。</p> <p>また、県でも監視システムの整備を進めてきたほか、地元調整や関係機関との協議を行ってきました。</p> <p>このことから、事業継続を図るとともに、着実な事業推進をお願いします。</p> <p>なお、事業実施に当たっては、引き続き県や地元市町村と十分な調整をお願いします。</p>

※貴職の意見を踏まえ、中部地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。